

# 鳥取市立美保南小学校いじめ防止基本方針

鳥取市立美保南小学校  
令和3年4月 改訂

## 1 本校のいじめ防止とは

全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

### 〈いじめ防止のための基本姿勢〉

- いじめを許さない、見過ごさない風土づくりに努める。
- 心のアンケートの結果を分析・活用することにより、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 学校教育目標のもと、いじめの早期発見に努め、学校教育活動全体を通じて、組織的計画的な取り組みを行う。
- 学校・家庭・地域・関係機関等が連携して、いじめ防止や解決のための取り組みを行う。
- 南中学校区の小中学校が情報を共有し、9年間を通したいじめを許さない児童生徒の育成、いじめ問題を見過ごさない豊かな心の育成に努める。

## 2 いじめを未然に防止するために

### (1) 校内体制

いじめ防止のために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は以下のメンバーとする。(○は委員会リーダー)

校長	教頭	教務主任	主幹教諭	○いじめ対策担当	生徒指導主任
教育相談担当		養護教諭	関係者		

委員会の主な活動は、次のとおりである。(定期的に委員会を開く)

- ① いじめ問題に組織的に対応するにあたり、その中核としての役割を担う。
- ② 基本方針の策定と、PDCAサイクルによる検証、見直し。
- ③ 基本方針に基づく取り組み(計画立案、情報収集と記録、相談窓口等)とその評価。
- ④ いじめ認知から解決までの対応全般。

### (2) いじめの未然防止のための取り組み

- ① いじめについての共通理解
  - ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という風土を学校全体に醸成
  - ・ 校内研修や職員会議での周知
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
  - ・ 年齢や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力の育成
  - ・ いじめに関する指導(何がいじめなのか等)の年間指導計画(道徳や学級活動)への位置づけ
- ③ いじめを生まないための背景と指導上の留意点
  - ・ わかる授業づくり、すべての児童が参加、活躍できる授業づくり
  - ・ 保・幼・中との連携を密にし、つながりの切れない教育の推進
  - ・ 規範意識の醸成、道徳性・社会性の伸長
  - ・ すべての児童が安心・安全に過ごせる学校づくり
  - ・ 居場所のある学校づくり、児童のストレス耐性の育成
  - ・ 教員の認識や言動への留意

- ④自己有用感や自己肯定感の育成
  - ・児童の居場所づくり、絆づくり
  - ・家庭や地域との連携による認める場の設定
- ⑤自らいじめについて学び、取り組む
  - ・互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自ら作りだす活動

### 3 いじめの早期発見に向けて

#### <早期発見の基本>

- ① 児童のささいな変化に気づく。
- ② 気づいた情報を確実に教職員・保護者で共有する。
- ③ 情報に基づき速やかに適切な対応をとる。

- (1) 心のアンケートを毎月初旬に実施し、その後に行う対話・聞き取りで児童理解や現状把握、問題解決に努める。
- (2) 毎月1回以上、学年会での情報共有を行う。
  - 毎月定例のいじめ防止対策委員会への報告へとつなげる。
 ※いじめが疑われる事案については、速やかに教頭に報告し、教頭は「いじめ防止対策委員会」を招集して状況を確認するとともにその対応を協議する。
- (3) 朝の会での健康観察時の声や表情、授業中や休憩時間の様子、保健室への来室状況などから、児童のささいな言動の変化を見過ごさないようにする。
- (4) 職員終会、職員会等で、気がかりな児童の情報を全職員で共有する。

### 4 発見したいじめへの組織的な対応

#### <平常時>

- (1) いじめを発見したときには、発見のいきさつや具体的な内容を学年内で情報共有し、教頭に報告する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」でいじめであると判断された場合、被害児童のケア、加害児童の指導、関係する保護者への連絡など、基本的な流れを設定する。
- (3) いじめの問題を自分の問題として受けとめ、主体的に対処できる児童の育成をめざした対応をする。

#### <重大事態発生時>

##### 重大事態とは

- ・いじめにより本校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより本校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (1) 重大事態発生時の対応は、概ね次の通りとする。
  - ①的確な情報収集
  - ②緊急校内組織による対策会議（主任会、いじめ防止対策委員会等）の開催
  - ③調査による実態把握
  - ④解決に向けた指導・援助
  - ⑤継続指導・経過観察
  - ⑥再発防止（いじめをなくすための工夫）

- (2) 「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうにない場合は、他の教職員の応援を求める。
- (3) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、校長に報告し、直ちに鳥取警察署に通報するなど、指示を仰ぐ。
- (4) 鳥取市教育委員会と連携をとりながら必要な対応を行うとともに、当事者の保護者には十分な配慮をして状況を伝える。
- (5) 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難な場合、あるいは、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、鳥取市教育委員会とも連絡を取り、鳥取警察署と相談して対処する。

#### <ネット上のいじめ>

- (1) 学校単独での対応が困難と判断した場合には、鳥取市教育委員会と相談しながら対応を考える。
- (2) 必要に応じて鳥取地方法務局等の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに鳥取警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

#### 5 地域や家庭との連携について

- (1) 美保南小学校運営協議会(コミュニティスクール)発足に伴い、個人懇談や育友会活動などのあらゆる機会を活用して、日頃から保護者との連携を十分に図るよう努める。
- (2) 美保南小学校運営協議会(コミュニティスクール)発足に伴い、学校ホームページや学校だより、学年・学級だより等を通じて適切な情報提供を行うとともに、地区運動会や敬老祭、文化祭など地域の行事等を通して、地域住民との連携を深める。
- (3) いじめ問題が発生したときには、家庭との連携を普段以上に密にし、学校の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集め、家庭と連携して問題の解決に努める。

#### 6 関係諸機関等との連携

○いじめ防止の取り組みを実施するときやいじめが発見された場合には、その内容や関わる児童・保護者の実態等に応じて、次の関係専門機関の協力や助言を仰ぐ。

- ・ 鳥取市教育委員会
- ・ 鳥取県警察本部、鳥取警察署
- ・ 児童相談所
- ・ 鳥取市こども発達・家庭支援センター
- ・ 鳥取地方法務局
- ・ 専門家(精神科医、小児科医、臨床心理士、SC、SSW 等)
- ・ 地域(育友会、青少年健全育成協議会、児童民生委員、主任児童委員 等)